別表十二(五)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第8条第1項《一般廃棄物処理 施設の許可》若しくは第15条第1項《産業廃棄物 処理施設》の許可(以下「処理施設の設置の許可」 といいます。)を受けたものが措置法第56条《特定 災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は 連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが 同法第68条の46《特定災害防止準備金》の規定の 適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「積立限度額4」は、当期が平成28年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度である場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項(維持管理積立金)(同法第15条の2の4(準用)において準用する場合を含みます。)に規定する通知する額を超えない額を記載します。
- 3 「期首特定災害防止準備金の金額6」には、当期 首現在の税務計算上の特定災害防止準備金の金額 を記載します。